

年金所得の方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※申込日の前年の1月からその年の12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明より「所得金額」になおして下さい。ただし、「遺族」「障害」にかかる年金は除きます。

①申込日の前年以前から年金を受けている方

公的年金の源泉徴収票」などで確認されることをお勧めします。

(1) 振込通知書」の場合

国民年金・厚生年金振込通知書

あなたの年金は、次のとおり振込された金融機関の振込記録に振込みの手続きをされましたから通知します。

平成 年 月 日

年金の種類 老年 厚生・基礎 年金

振込金融機関名

金額 *** 309,466

所得税額 ***** 0

差引支払額 *** 309,466

申込日の前年の2月分からその年の12月分までの6枚の金額を合計して下さい。

(2) 源泉徴収票」の場合

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

種類 支払金額（平成 年分） 源泉徴収額

年金 ***** 1,830,090 ***** 0

年金の種類 老年 厚生・基礎 年金

年金の額 1,830,090

源泉徴収額 0

支払金額 1,830,090

源泉徴収額 0

支払金額 1,830,090

源泉徴収額 0

これらの年金支給額を下段の計算式にあてはめ、所得金額を算出して下さい。

②申込日の前年の1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

年金裁定通知書 変更通知書」などの金額を年額として下段で所得金額に換算して下さい。

国民年金・厚生年金保険 年金裁定通知書 変更通知書

年金 年金 年金

あなたの受けている年金の額が、下記の「年金」欄の記載と異なる場合は、年金の額が変更されたものと見做されます。年金の額は、年金の額が変更された場合は、年金の額が変更されたものと見做されます。

合計年金額 784,200 円

年金の種類 老年 厚生・基礎 年金

年金の額 784,200

年金の種類 老年 厚生・基礎 年金

年金の額 784,200

年金の種類 老年 厚生・基礎 年金

年金の額 784,200

③年金収入を所得金額に換算します。

年金収入を所得金額になおす計算式

本人の年齢	公的年金等の収入金額の合計	所得金額になおす計算式
65歳以上	1,200,000円まで	所得金額は0円
	1,200,001円～3,299,999円	年金の年額-1,200,000円＝所得金額（円）
	3,300,000円～4,099,999円	年金の年額×0.75-375,000円＝所得金額（円）
	4,100,000円～7,699,999円	年金の金額×0.85-785,000円＝所得金額（円）
	7,700,000円以上	年金の金額×0.95-1,555,000円＝所得金額（円）
65歳未満	700,000円まで	0円とする
	700,001円以上1,299,999円未満	年金の年額-700,000円＝所得金額（円）
	1,300,000円以上4,099,999円未満	年金の年額×0.75-375,000円＝所得金額（円）
	4,100,000円以上7,699,999円未満	年金の金額×0.85-785,000円＝所得金額（円）
	7,700,000円以上	年金の金額×0.95-1,555,000円＝所得金額（円）